

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

香南市は県都高知市の東部約17キロに位置し、立地条件としては高知市からも比較的近いこともあり、1980年代以降、ベッドタウン化が進み、現在の人口は約33,300人（平成30年4月末現在）で高知県内では珍しく人口が増加し発展してきた地域である。近年、人口はほぼ横ばいで推移しているが、高齢化が進展しており、今後、人口は減少傾向で推移すると見込んでいる。

古くから農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り発展してきたが、高度経済成長期に交通インフラが整備されたことを背景に製造業を中心とした企業の進出が相次ぎ、平成28年の経済センサス基礎調査からは、香南市の事業所数は50事業所、製造品出荷額等は約396億円、産業中分類別にみると、食料品製造業（24%）、生産用機械器具製造業（14%）、金属製品製造業（12%）、繊維工業（10%）、窯業・土石製品製造業（約8%）、家具・装備品製造業（6%）などの構成となっている。

現在、高知県内の有効求人倍率（平成30年3月分）は1.21倍であり、香南市内の事業所数及び従業者数は微増の傾向にあるが、人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。現状を放置すると長い歴史を経て形成された市内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、当市では平成28年に創業支援事業計画を策定し、市内事業者に対してワンストップ窓口の創設や空き店舗対策事業費補助金、産業振興計画推進事業費補助金等を創設し、創業支援者等が連携できる基盤づくりや創業支援の強化に取り組んできたが、引き続き市内事業者の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような事業所にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

#### (2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に90件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

香南市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が香南市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

香南市の産業は、市街地周辺、沿岸部、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、香南市内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

香南市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が香南市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進 I T 導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を越えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。